

薬剤師免許に関する申請**○死亡等により名簿登録を抹消申請したいとき**

薬剤師名簿から登録を抹消する際に行う手続きです。薬剤師名簿から登録を抹消した場合、薬剤師として業務を行うことができません。

また、薬剤師の方が死亡し、または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による届け出義務者が30日以内に代理で申請しなければなりません。

申請方法	住所地を管轄する保健所(支所)の窓口で申請 (郵便不可)
申請書類	名簿登録消除申請書(本人申請) 名簿登録消除申請書(死亡等)
	死亡診断書, 死体検案書又は戸籍抄(謄)本もしくは失踪宣告を明らかにする書類 ・死亡診断書に関しては, 診断した医師本人の原本証明がある場合は写しでも可能です。
	現に受けている免許証(原本)
	印鑑 (認印)
提出期日	死亡等の翌日から30日以内 ※30日を越えている場合は, 申請書裏面の遅延理由書にご記入いただきます。